

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 新庄村

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
292	522	41	855

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	1,418	1,352	66	57	-	1,633	
土地取得特別会計	0	0	0	0	-	-	
高齢者等肉用牛飼育型事業特別会計	10	4	6	6	-	-	
一般会計等	1,428	1,356	72	63	-	1,633	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
新庄村簡易水道事業特別会計	100	98	2	2	15	312	174	法非適用企業
新庄村下水道事業特別会計	87	87	0	0	60	786	781	法非適用企業
新庄村宅地造成事業特別会計	5	5	0	0	2	19	-	法非適用企業
新庄村農業共済事業特別会計	28	28	0	16	7	-	-	法適用企業
新庄村国民健康保険事業特別会計	194	149	45	45	6	-	-	
新庄村老人保健事業特別会計	28	26	2	2	2	-	-	
新庄村介護保険特別会計	135	130	5	5	17	-	-	
新庄村国民健康保険歯科診療施設特別会計	36	33	4	4	13	34	24	
新庄村国民健康保険診療所特別会計	73	66	7	7	10	79	54	
新庄村後期高齢者医療特別会計	13	13	0	0	6	-	-	
公営企業会計等 計				81		1,230	1,032	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額 / 不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額 / 不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
岡山県市町村総合事務組合	11,015	10,212	803	803	1,938	-	-	一般会計
岡山県市町村総合事務組合	1,226	785	442	442	-	-	-	貸付金特別会計
岡山県市町村総合事務組合	62	59	3	3	61	-	-	既還還付金特別会計
岡山県市町村総合事務組合	8	4	4	4	-	-	-	交通災害共済特別会計
岡山県市町村税整理組合	65	63	2	2	4	-	-	
岡山県後期高齢者医療広域連合	187	184	3	3	-	-	-	一般会計
岡山県後期高齢者医療広域連合	186,528	186,448	80	80	473	-	-	特別会計
真庭広域市町村圏事務組合	815	803	11	11	800	-	-	
一部事務組合等 計				1,348		-	-	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
株式会社メルヘンプラザ	2	24	15	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			15	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	230	251	21
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	584	765	181
充当可能基金 計	814	1,016	202

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	10.23	7.39	2.84	15.00	20.00	新庄村簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	17.68	15.25	2.43	20.00	40.00	新庄村下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	6.0	9.0	3.0	25.0	35.0	新庄村宅地造成事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	29.5	41.5	12.0	350.0		新庄村農業共済事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.35	0.33	0.02						
経常収支比率	87.8	82.1	5.7						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。